



「江南市市民自治に

よるまちづくり

基本条例」の中心

その12

住民投票

第24条では、市政に係る重要事項について、広く住民の意思を確認する必要がある場合は、条例で別に定めるところにより、住民投票を実施できることが示されています。

住民投票に関する条例案の議会への提出については、市長だけでなく、法の規定による直接請求「住民の請求」によっても可能です。

第24条 住民投票制度

市長は、住民の請求等を踏まえ、市政に係る重要事項について、広く住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 市は、住民投票の結果を尊重します。

3 住民投票に付すべき事項、投票資格者その他実施に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

市の将来を大きく左右するような市政に関する極めて重要な事項は、広く住民（投票資格者については、第3項のとおり別の条例で定められます）の意思を直接確認し、市長をはじめとする執行機関等と議会は、その結果を尊重した上で、重要な事項に関する決定を行うことが求められます（投票結果に法的拘束力はありません）。

住民投票の制度化に関しては、投票資格者や市民の投票実施に係る請求要件（一定年齢以上の市民の何分の1以上の署名数が必要など）を一定にし、常に住民投票実施が可能な状態にする常設型の条例か、対象事案に応じて、実施内容を議会の議決により定めていく個別型の条例とするかなど、多くのことを検討していく必要があります。

問合せ 地域協働課（内線

3233）